

選挙人名簿の登録方法が 変わります

実施は七月二十日から

此の度公職選挙法の一部が改正され選挙人名簿の登録方法が大巾に変りました。今まで新らしく選挙権を取得しますと、選挙人名簿登録申出書を選挙管理委員会に提出しなければ名簿に登載されませんでしたが、七月二十日からは、引続いて三ヶ月

以上住民基本台帳に記録されている者の中から選挙管理委員会が有権者を見付け出して職権で登録する」ということになりました。住民基本台帳に記録されましたのが、これからは原則として登録する選挙管理委員会が期日を定めて行なう選挙時登録の二つがあります。このほか当然資格がありながら脱漏等の理由で登録されなかったことを、当該選挙管理委員会が発見して行なう補正登録があります。

定時登録が終りますと、九月十一日から十五日までの五日間、また選挙時登録については、その選挙管理委員会が

恒例の納税組合長会議が、去る五月三十日役場で開催されました。その後上山武支庁および町長から、次の方々に表彰状並びに感謝状が贈呈されました。

優良納税組合長褒賞

町長感謝状 吉岡 常二
東町第一の三納税組合長
横芝局納税組合長 田子勇三郎
山武支局長感謝状 笹本金次郎
三軒家納税組合長 伊藤 一

終りに名簿から抹消されるのはどんな場合かを申上げますと、①死亡した時、②日本の国籍を失った時、③誤って登載された時、④この町から転出した日から四ヶ月経った時となっています。

以上いろいろ選挙人名簿登録方法改正点を申上げましたが繰返してお願いいたしたいことは、住民基本台帳に記録されてない者は、事实上はこの町に住んでいても、選挙人名簿登載の対照と認められませんので、横芝町内に住んでいる者で、若し未だ正しい転入手続が済んでいない者は早速役場住民課窓口でその手続きをして下さい、ということです。

この町税は四十三年度に、皆さん方がから納めていただいた税金ですが、主なもの拾ってみますと、

43年度税収状況

皆さんの税金は?

単位千円

区分		課税額	収納額	収納率
現年 度分	固定資産税	28,241	28,064	99.4
	町民税	22,774	22,722	99.8
	軽自動車税	3,237	3,214	99.3
	たばこ消費税	12,253	12,253	100.0
	電気ガス税	8,461	8,461	100.0
	鉱産税	72	72	100.0
	計	75,038	74,786	99.7
	滞納繰越分計	987	478	48.4
	合計	76,025	75,264	99.0
	国保 国民健康 保険税	現年度分 滞納繰越分	32,765 871	32,367 424
合計		33,636	32,791	97.5

の皆さん、税に対する深い理解とご協力による現われあると確信致します。町では「この尊い税金を一円たりとも無駄に使うことは、ゆるされないので、」と言う覚悟をもって、計画的な行政の運営をはかり、住民サービスの目標である住み良い明るい町づくりに役立てようとしております。

昭和43年度町税収納状況

単位千円

区分	課税額	収納額	収納率	
固定資産税	28,241	28,064	99.4	
町民税	22,774	22,722	99.8	
軽自動車税	3,237	3,214	99.3	
たばこ消費税	12,253	12,253	100.0	
電気ガス税	8,461	8,461	100.0	
鉱産税	72	72	100.0	
計	75,038	74,786	99.7	
滞納繰越分計	987	478	48.4	
合計	76,025	75,264	99.0	
国保 国民健康 保険税	現年度分 滞納繰越分	32,765 871	32,367 424	98.8 48.7
合計	33,636	32,791	97.5	

このことは、ひとえに町民の功績によるものでした。改めて感謝と御祝いを申し上げたいと思います。